



Title	シモーヌ・ヴェイユにおける「社会的なるもの」と「隣人愛」をモチーフに女性の「声」について考える
Author(s)	栗田, 隆子
Citation	臨床哲学. 2018, 19, p. 128-145
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68168
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

シモーヌ・ヴェイユにおける「社会的なるもの」と「隣人愛」をモチーフに女性の「声」について考える

栗田隆子

1. 変わらない女性の労働状況

私は女性の労働問題に関わる「働く女性の全国センター」（以下ACW2）¹というNGOに関わりながら、非正規の仕事をしてきた。大阪大学大学院の博士課程を中退して以降、非正規労働を転々とし、時に失業しつつ、生活している独身女性という立場にいる²。

その立場から、いわば問いかけたい。論述、論文というよりもこの文章そのものが対話を喚起するものであればと望む。

現在、日本女性の賃労働状況は、変わらないどころか悪化をしている。ここでの悪化、とは「非正規雇用」の増大³や職場のセクハラ・モラハラ・いじめなどの人間関係の悪化を指す⁴。これらを「悪化」と呼ぶか「雇用の柔軟化」⁵と呼ぶのかで立場が割れるだろう。だが、私はこの立場の違いについて、ここで論じたいわけではない。

2017年現在、男女雇用機会均等法⁶ができて、すでに30年以上経っている。つまり建前だけでも⁷男女の雇用均等を目指す法律ができているにもかかわらず、今の日本の男女平等の歩みは遅々としている。

例えば、世界各国の男女平等の度合いを指数化した世界経済フォーラム（WEF）の2016年版「ジェンダー・ギャップ指数」で日本は111位という数字が報道されたのも記憶に新しい。それこそ賃金に関してだけでも、「平成25年において一般労働者（※）の女性が男性の71.3%（※一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者）であり、先進諸外国と比較すると、その格差は依然として大きい状況」と厚生労働省が語る状況にある。⁸

2. 「女性が声を上げなければ現状は変わらない」という主張について

そもそもなぜこれほどに変わらないのか？その変わらなさの根本はどこにあるのか？性別役割分業やそれに伴う長時間労働という社会構造、第三者年金制度の問題などの原因は企業や政治の頑迷さといったこともあげられる。⁹そして、そのような頑迷さに対し、「泣き寝入りはもうやめよう」とか、「闘い続ければ最後まで勝ち残れる」¹⁰といった激励の言葉がある。「女性が声を上げなくては変わらない」「闘わなければ変わらない」という主張をいったん受け止めてみるとしよう。とはいえ、私自身は、ただその主張・・・声を上げなければ変わらない、という主張を鵜呑みにする気は、実はない。むしろ私自身まず関心があるのは、そこで言われている「声」とは一体何なのか、である。

先ほどの「泣き寝入りはもうやめよう」とか、「闘い続ければ最後まで勝ち残れる」は別の言い方をすれば、権利要求の声とも言いなおせるだろう。権利要求、ないしは要求できる主体の存在は重要だし、それを否定するつもりは全くない。けれども、先ほど言及したような、労働現場の「人間関係」が壊れていっているという問題は権利要求の声だけで、ないしは、その権利要求の主体者、それを確立するための支援活動等だけで、解決するのだろうか。

まずこのような権利要求の声がいかなるものかを考える際に、私はシモーヌ・ヴェイユの語る「社会的なるもの」と「隣人愛」という概念を取り上げたい。

シモーヌ・ヴェイユというフェミニズムとはおよそ関係ない女性の発想、そしてその時代もまた福祉制度などが今よりも薄い時代の中で語られる「社会的なるもの」と「隣人愛」という概念の中に、むしろ、権利要求の（ないしはそれ以外の）「声」の意味や、質を知る鍵があるのではないか。

3. 声とみなされる声、みなされない声

それにしても、一般的に「声」とみなされるとはどういうことだろう？ 例えば、私が経験してきた活動の中で「声」とみなされてきたものを挙げてみる。新聞や雑誌の投稿、学会などでの発表、活動団体が主催する集会での発言、そこに参加している記者によるインタビュー、国会などでのロビイング、さらに証人などでの国会への登壇、それが叶わなければ、自分たちの声を発してくれ

る代議士を立て、投票すること、法律等の審議会に参加する権限を持つこと、裁判闘争、労働組合を結成して、団体交渉すること、街頭でのデモなどが考えられるだろう。

これらは今ある既存の組織を通して発される「声」だ。しかも人数が多ければ多いほど強くなる、数としての声。通りの良い「声」にするためには、数を増やし、うまく声を反響させるようにしていかなければならない。

しかし、既存の組織の中で反響できる声というものは、ともすれば、すでに存在している価値観を前提とした、公共の場の中で「通りの良い声」ということでもある。

例えば、いわゆる活動団体の集会などで呼ばれる様々な「当事者」は、それなりの自分の状況を「語れる」ことが前提となっている場合が多い。例えば貧困者が「自己責任」で苦しんでいることが多いから自己責任論を変えていこう、という主張を持った集会ならば、当然「自己責任はおかしい」と語れる貧困者が呼ばれることが多い。または、「自己責任だと思う」と語る当事者が呼ばれるとするならば、そこにはその語りに拮抗できるような「聴衆」なり「パネリスト」なりが準備されて、中和されるような「工夫」がなされる。

「ありのままの声」いわば「矛盾を孕んだ声」というものは、様々な「工夫」の中で捨象され、運動と呼ばれる場の中において（すら）、選別される。ましてやマスメディアは「わかりやすい構図」を求め、既存のわかりやすい価値観に則った語りを要求することが多い。

しかし、女性の問題について考える際、そのやり方そのものがもしかしたら、社会運動そのものをも弱め、狭め、女性の労働を「人権」として考えることなく「経済」の問題で考えるような隙¹¹を生み出す一要因になってしまったのではないか？という懸念を私は覚えている。

というのも、例えば、女性が自立を主張するとする。この自立の思想は現状の常識では労働の権利と不可分であることが多い（ここでは先端の21世紀のフェミニズム哲学¹²の思想を取り扱うのではなく、まずは現状の常識とされるものを語りたい）。

しかし女性たちの多くは、すでにパートタイマーで働いている。低賃金で不安定で、労働者という自覚さえ得難いパート労働。 社会保障などの不十分さ、

そして「正社員」と同じ仕事をしていてもお金が同じようにもらえないという不公平は当然無視できない。しかし、その不公平にフォーカスを当てることによって、「自立」できるようなパワー優先、いわば能力中心の女性労働運動になってきてはいなかっただろうか。

例えば、私が出会った人の中では、自分の働き方に関してはむしろ満足しているが、「非正社員」というネーミングそのものが、自分の働き方を否定しているかのようで、そこが問題と指摘した人がいた。もちろん、この指摘は非正社員というネーミングの差別性を問うという意味ではとても重要だ。しかし、働き方には満足しているという声は、非正社員への差別を告発する前にそっと消されていく可能性が高い。さらには、正社員を望むことが、正社員を「ステータスの高い仕事」、非正社員の仕事が「ステータスの低い仕事」という価値観にも巻き込まれがちだ。そうなってしまうと、そもそも「この仕事は社会において必要ではないのか、否か」といった問いもまた消されてしまう。そして、本来は「公平さ」を求めて運動し、権利を要求しているはずが、人の願いの複雑さ、最近はやりの「多様性」を潰してしまいがちになってはいなかったかと危惧するのだ。

4. 多様性と女性の「活用」

最近よく出てくる概念、言葉である「多様性」について改めて考えたい。

セクシュアルマイノリティの文脈で「ダイバーシティ」という英語で語られる多様性だが、元々は日本においては企業の成長戦略として輸入された言葉である。¹³そしてますますこの言葉が雇用の話題の中で浸透しつつある。そして今、多様性のある働き方、ということを政府が主張している¹⁴。これはいわゆる運動側としては驚異の言葉である。というのは、人々の欲望を政府や企業が一見汲んでしまうかのような事態だからだ。ざっくり言えば、非正社員という枠組みをなくし、今まで仕事の上で排除されてきた、高齢者や女性、そして障がい者を、「活用」しようというのだ。

上記のやり方について、今まで（正社員を中心とした、だが）「労働者」という概念で勝ち得て来たことを骨抜きにすると行って批判する人も多い。だが、

そこには「労働者」という枠組みにこだわることで、取りこぼして来た人間の様々な状況や思いを政府や企業がむしろすくい取るかのように見える現実がある。

とはいえ、政府や企業が労働時間の短縮といっているのは、あくまで「能力を活用」できることが前提である。テレワーク（遠隔でできる仕事）のためのオンラインシステムを発達させている企業もある¹⁵。それもまた能力前提の上でのことである¹⁶。となれば、政府や企業のやり方とは違う、人々の思いをすくい取ることは、能力主義についていけない、男性並みに働けない、そもそもそのような働き方をしたくない、といった多様性を認めた上で、私たちが生活できる状況（労働状況含む）を作っていくことにつながるのではないか。

その様々な声にならないとされる声について取り上げるため私はヴェイユにおける「社会的なるもの」及び「隣人愛」の概念をモチーフに、現状を照射したいわけだが、まずその前にヴェイユについて話を進めることとしよう。

5. 「社会的なるもの」とは

女性たちの権利要求の声がともすれば既存の価値観をなぞってしまうこの状況を認識するためにも、改めてシモーヌ・ヴェイユとは何者かというところから話を進めたい。

1909年に生まれ、1943年に戦時中配給される食料以下しか食事を取らず、加えて肺結核も患っていたため、衰弱死した女性の哲学者。神秘家でありかつ社会活動家と名指されることもある。

活動家としてリセの頃から有名だった彼女は後年、神秘思想と言われるような、宗教的な思想に深く足を踏み入れる。そこには活動、いわば「声を上げる」といった行為ではとらえきれぬ人間の、あるいは社会の何かを、神秘思想と呼ばれる領域で捉え返したのではないかという推測から、この論考はスタートする。

というのも、私を含め、それこそ活動家は前述したように、「社会に対して声を上げる」と言った言葉を使いがちだが、そもそもこの社会をどう認識しているかが重要だ。

というのも、例えば社会進出という言葉がある。それは言ってみれば、社会とは、進出できている人間と、できていない人間とに分け、社会に進出できていないものは、進出するべきであるとする概念ではなかろうか。つまりは、社会に出ることを「良いもの」としている前提がこの言葉にはあるのだ。

となれば、必要なのは社会という枠組みをどのように私たちが捉えているかを知ることだが、そこでまずヴェイユの語る「社会的なるもの」という概念を考察したい。

彼女が語る「社会的なるもの」という言葉は『重力と恩寵』に下記のように記されている¹⁷。

「植物的なものと社会的なものと、この二つの領域には善は入ってこない」
¹⁸（『重力と恩寵』“巨獣”より）

彼女にとって社会的なるものとはまず、「女性の社会進出」と言った、進出するべき肯定的なものとして形容されてはいない。

それはなぜか。

彼女が親しくなったカトリックの神父ペラン師との書簡のやり取りの中で「社会的なるもの」とは何かを以下のように語っている¹⁹。少し長くなるが引用しよう。

「ルカの福音書の中で、この世の王国について悪魔がキリストに行った言葉ほど奥行きのある言葉は、言われたことも書かれたこともありません。『私はそこに結びついていてすべての権力と栄光をあなたに与えよう。それは私にゆだねられ、わたしとわたしが分けあたえたいと思うすべての人々とにゆだねられているのだから』。その結果として、社会的なものが悪魔の領域であることは動かないことです。（省略）悪魔は「われら」ということを強制します。あるいは専制者たちのように集団的な意味で「われ」ということを強制します。そして悪魔はその固有の指名に従って、神のまがいもの、

神の代用品を送ります。

わたくしが社会的と言いますのは、社会に関連するすべてのものを意味するのではなく、ただ集団的な感情だけを意味しております。」

まず社会すべてをヴェイユは否定しているのではない。しかし社会の中に確実に存在するはずの「集団的なもの」を否定するのだ。

先ほど女性の権利主張の声には数が必要だと書いた。集団性のようなものは、活動の中で避けられない。デモだって人数を気にする人が多い。集団的なものは、権利主張する声と無縁ではないのだ。

さらに、社会的なものが悪魔の領域と称されることについて次のように述べている。

「意識は社会的なものによって欺かれている。補足の（想像の）エネルギーは大部分社会的なものにひきつけられている。そこから切り離さなければならぬ。これはあらゆる切り離しの中でも一番難しいものである。」（『重力と恩寵』）

「人間は行動とその結果の間に、努力と作品の間に、外部の意志が介在する限り、奴隷である。今日では奴隷にも、主人にも、そのような状況が見られる。人間は一度も自分自身の活動の諸条件とまともに向かい合わない。社会（la société）が自然と人間の間を遮っている」（同上）

上記を素直に読めば、「欺く」力を社会は持っている、ないしは、自分の活動をまともにむかい合わせないからこそ、悪なのである。

「社会的なものに対する我々の唯一の義務は、悪を制限しようと試みることである（リシュリュ²⁰は「諸国家の救いは現世の中にしかない」と言った）。神のものであると称する社会—例えば教会—はおそらく、それを穢している悪よりも、むしろ、それに含まれている善の代用品によって危険であろう。

社会的な領域に属するものに「神のもの」というレッテルが貼ってあったら、それはあらゆる形の放縦を包み隠した酔い心地にさせる混ぜ物だ。仮面をかぶった悪魔」（『重力と恩寵』）

社会の集団的なものを意識せず、「社会進出」ということをポジティブにとらえるのが今の主流のフェミニズム（リベラル・フェミニズムないしはネオリベラル・フェミニズム²¹）であるとすれば、ヴェイユの「社会」という概念は、社会的なるもの＝感情的な集団、について大きくクローズアップし、しかもそれを「神」のように崇めることを危惧するところが大きな特徴である。

まず、社会的なものに対する我々の唯一の義務について、ヴェイユは「悪を制限しようと試みる」ことにあると言う。ヴェイユの語る悪とは何かといえ、繰り返しとなるが、私たちに正しい認識から妨げてしまうもののことである。

正しい認識からの妨げとは何か。例えばそれは、教会が本当は社会的、集団的な感情を利用した領域での権威を持っているのにそれを神からのものと語ることが危険というところから類推して、本当は集団的な感情を満たすに過ぎない社会的と称される領域を良いものとみなすことにあるのではないか。

それならばいっそ、リシュリューの言うように、「諸国家の救いは現世にしかない」というように、この社会も「この世の領域」であるなら、それこそ現世の世界の物事としてみなすことで救われていけばいい、いわば「人はパンのみにて生きる」という思想を貫けばいいのではないかと考える人もあろう。だが、その姿勢ともヴェイユは対立している。以下のような見解をヴェイユは持っているからである。

「いつもの神（社会獣—それがどんな仮面をかぶっているにしても）に仕えようと、悪に対する恐れが取り除かれ、悪は混じり気のないものになる。この神に奉仕するものの目には奉仕の倦怠を除いて、何一つ悪いものとは映らない。ところが、まことの神に使える場合は、悪への恐れは存続するし、より募りさえする。人はこの悪を恐れているが、同時にそれ（恐れ）を神の意志から発するものとして愛するのである」（『重力と恩寵』）

つまり、神に奉仕するものと、社会に奉仕するものとの違いは、集団的な感情への恐れを感じているか否かで違うということになる。それこそ現代日本において考えると「社会人」という言葉があり、その「社会人」になったといえ、すぐに「おめでとう」と言われる社会状況の中で（日本の場合は、この社会が会社であったりするのはさらなる転倒であろうが）、むしろ、この社会に関わることが「できない」または「恐れる」ものこそが、排除と差別の対象となる。

悪への恐れとは、先ほども言ったように「正しい認識を妨げられる」ことへの恐れである。それこそ「社会とは何か」という根元の問いや眼差しなくして、「社会に進出していることが正しい」と思える感性そのものが、ヴェイユからすれば悪と言えるのではないだろうか。

それこそ、「社会運動」「社会進出」という言葉そのものも、現実の社会状況、例えば労働状況や労働環境の悪化を直視することを妨げるのみならず、いわばヴェイユが「巨獣」と評したこの社会的なるものに対しても、ヴェイユいうところの「補足の（想像の）エネルギー」によって良いイメージを作り、結果事態の改善には繋がらず、空回りしているだけなのかもしれないのである。

ヴェイユ自身はフェミニストではない。しかし、少なくともリベラル・フェミニズムないしはネオリベラル・フェミニズム（近代市民社会の権利を追求していくフェミニズムまたはそのみならず市場原理に価値を置くフェミニズム）のアプローチの限界を語っていくには、女性でありながらも、リベラル（ネオリベラル）・フェミニズムとは一線を画す立場や思想が必要なのではないか²²。

それでは、ヴェイユという人物は、社会に背を向けて、それこそこの世ならざる領域だけに生きることを奨励したのかといえ、決してそういうわけではない。社会的なるもの（＝集団的感情）には徹底して抗ったが、他方で彼女はこのようなことを語っている。

「社会のからくりについて深く考えることは(La méditation sur le mécanisme social)この点で最も大切な浄化作用(purification de première importance.)である」

「社会的なものについて観想すること（Contempler le social）は、現世から引退することと同じくらい良い手段である。」（『重力と恩寵』）

重要なのは、観想するとは具体的に何を指すかということだ。教会や修道院などで静かに祈ることをここでは意味していない、この文章の後に続けて、

「だからこそ、私が長年の間政治から離れず歩み続けてきたのも間違いではなかったのだ。（C'est pourquoi je n'ai pas eu tort de côtoyer si longtemps la politique）」

とヴェイユは語る。ちなみにここで使われているcôtoyerとは、”côtoyer la légalité”（合法ギリギリになる）”côtoyer la mort”（死にかける）という意味で使われる言葉だ。いわばギリギリの縁を歩くようなイメージを持つ言葉である。社会的なものについて観想するとは、安全圏にすることではない。いわば集団的な感情と深いかかわりのある領域のギリギリの縁を歩くことをイメージしていたのである。彼女の語るcontemplerは極めて一般的に言えば実践（プラクシス）と見紛うばかりのméditationでありcontemplerだったのである。

6. 社会を「観想」すること

ヴェイユは1935年、28歳の頃に自ら工場労働者となって工場労働を経験するのだが、それ以後から徐々に、いわゆる「神秘家」としての姿勢を強めていくことになる。とはいえ先ほど書いたように、一生涯いわゆる社会問題と呼ばれる領域に関心を寄せ続けていたことには間違いない。

ヴェイユにとってほとんどトラウマに等しい工場労働の経験であったが、これらの経験を一般的には実践と捉え、「観想」と捉えられることはない。しかしこの工場経験は、今までの文脈からすれば、「政治から離れず歩み続けた」行為の一つと断言していいはずである。いわば自分も社会という巨獣に巻き込まれるようなギリギリのきわを歩くことをcontemplerとするのであれば、工場労働

働は最高の「観想」でもあったと言える。しかし、なぜ実践的な行為を彼女は *cotôiyer* という言葉を通して、「観想」という概念につなげようとしているのか？

古代ギリシア哲学では、--アリストテレスなど中心に--、プラクシス(実践)をテオリア(認識、観想)とは分けて捉えている。その場合、アイデアや神をロゴス(理性)によって認識するテオリアが価値的に優先されている。

ヴェイユも、その線にならえば、テオリアを優先していると言っていい。だが、彼女の言うテオリアとは、工場労働することであり、デモをすることであり、時にはスペイン戦線に志願兵として足を運ぶことである。

しかし、なぜ、一般的にはプラクシスと語るものに対し *meditacion* や *contempler* という言葉を使うのか。これは単純にギリシア的価値観を重んじるギリシア最良のなせる技なのか。先に語るが決してそうではない。

7. 隣人に「注意」すること

contempler はそもそもじっと見つめるという意味を含んだ言葉である。だがその語源は、*con+templer* 聖所にて瞑想するという意味合いがあるという。ヴェイユにとっての聖所とはどこか。

ヴェイユの言葉を再度引用したい。『神への愛のために学校の勉強を活用することについての省察』²³ という論考からの引用である。学校の勉強であってさえも（例えば幾何学）注意力を振るうことがいかに愛につながるかを考察した一風変わった論考である。その中には「注意力」を必要とする領域として「隣人愛」について触れられている。

「隣人愛に満ちているということは、ただ隣人に向かって「あなたの苦しみはどんなですか」と尋ねることだ。それは不幸な人が集合体の単位としてではなく、「不幸な人」というレッテルをはった社会の階級の一例としてでもなく、私たちによく似た人間がある日不幸によって誰も真似のできない刻印を押されたものとして、存在するということを知ることなのだ。そのためには、その人にある種の視線を向けることを知っていれば良いのだが、また

それが欠くべからざることだ

この視線は第一に、注意深い視線（un regard attentif）である。」

（『神への愛のために学校の勉強を活用することについての省察』より）

この注意深い視線こそ「社会的なものについて観想する」という眼差しと同種のものと考えるべきではないか。隣人への敬意と、「何が苦しみか」と尋ねること自身、見えない苦しみを見ようとする姿勢の表れである。隣人愛とは、普通はテオリアではなく、プラクシスの領域として語られてきたことであるが、しかしヴェイユにおいてはそれこそがテオリアなのである。

ここで、私は大事な確認をしたいと思う。というのは、私はずっと、女性たちの声ということを語ってきた。声というものは普通聞くべきものだ。しかしヴェイユの話だと、「あなたの苦しみはなんですか？」と尋ねたものに対して、話を聞くのではなく、見ることにまず注目がなされている。ここは、古典的な哲学の枠組みであるといえそうかもしれない。

しかし、ただ見るだけでなく、聞くことをも重視しているのだ。しかもその眼差しは相手を自分とよく似た人間として認識し「聞く」ことを前提とする眼差しだ。しかも不幸な人に対し、「想像力」にまみれたある属性の集合体の単位としてみなす眼差しでは決してない。ということは、その質問をする立場は、支援者や活動家といった「枠組み」を超えるはずであるし、「社会制度」としての年金制度や、福祉制度と分かるところでもあるだろう。少なくとも、社会制度における年金制度や福祉制度は、「あなた」の苦しみを尋ねるのではなく「障がい者」「高齢者」「女性」「難病」といった「属性」が必要なのである。

「この人は可哀想な人であろう」と思い込むような想像力ではなく、ただ「注意をもって見ること」。その人を人として何のレッテルも張ることなく見ること。そして声を聴くことそのものが、「悪を恐れ」（＝集団的な感情によって認識がゆがむことを恐れ）ているからこそ行える行為なのだ。（勝手な）想像力による認識の歪みを恐れながら、その人の苦しみを聞くことがヴェイユにおける「隣人愛」の根幹なのである。

しかしこの営為は、極めて困難なことでもある。

それはヴェイユが以下のように語るところからも読み取れる。

「私たちの魂には、肉が疲労を嫌うよりも、ずっと激しく本当の注意を嫌う何者かがある。この何者かは肉よりもずっと悪に近い。それだからこそ、人は本当に注意をするたびごとに、じぶんの中の悪を破壊する。この意図を持って注意すれば15分間の注意には多くの善行に等しい価値がある。」

ヴェイユの隣人愛が、**contempler**、観想であるという骨子は、この表現にあると言っていいだろう。お金を寄付したり、行動すること以上に、私たちは注意を用いて人間を見ることを嫌うのだ。だからこそ、隣人愛とは、社会に *cotôiyer*しながら、社会的なるものの際を歩き、敬意を持ちながら、最大限の注意を払って（配慮ではない）、他者に「あなたの苦しみは何か」と尋ねることなのだ。

8. 「注意」をもって尋ねること

「声を出せ」「怒れ」という前に、私たちは「あなたの苦しみはどんなですか」と尋ねることはできたであろうか。バタバタと動く前に、もし苦しみがあるとして、それを「見ようと」したであろうか。「声が出ない」という現状だけしか認識せず、そもそも苦しみがあるということを認めようとしたであろうか。また「苦しみ」といっても、自分の都合の良い想像力のもとでの「苦しみ」しか受け付けない態度ではなかったであろうか。

例えばイベントを企画するだとか、助成金をとるとかいった場合、「社会の階級の一例」・・・例えば「貧困者」「非正規労働者」といったレッテルを貼って注目させるやり方となり、ヴェイユのいう注意の欠けた態度となってしまう可能性は限りなく大なのである。

しかしさらに重要なのは、わたしが「あなたの苦しみはどんなですか」と聞ける立場にあるのかどうか、「苦しみ」を聴きうる立場とは何者なのか、ということである。

例えば、女性（たち）が、声を出そうにも分断されていること・・・女性（た

ち)が、男女雇用機会均等法に見られるような、「男性並みの女性」か、派遣法に見られるように「非正規で働く女性」か、第3号保険制度に見られるように「夫を支えて働く女性」に分断されている。これらはすべて同年1985年に成立した法律である。そして、今や非正規社員は、派遣、請負、パート、アルバイト、契約社員、臨時職員等々と同じ職場において、同じ仕事をしていたとしても全く違う待遇で働いている。そのように分断されている中で、その階層や自分の立場に想いを馳せずにただ相手に「苦しみ」を聞くことは、ともすれば(最近の言葉で言う)「上から目線」になる可能性は大きい。

そのような分断を生きる私たちがなすべきことは、その分断を生み出すような社会的なるもののからくりを真に注視することであるとヴェイユならいうだろう。

ちなみにヴェイユの隣人愛の定義はシンプルだ。以下のように聖書を使いながら語る。

「キリストは自分に恩恵を与えた人々にいつかこう感謝するだろうと言った。『私は飢えていて、あなた方は私に食べるものをくれたのだ』と。キリスト自身ではなくて、誰がキリストに恩恵を与えるものになれるだろうか。少なくとも一瞬間聖パウロが言う状態に、すなわち彼の中にもはや彼自身が生きるのではなく、彼の中にキリストだけが生きると言う状態に高められなければ、どうして人間がキリストに食べ物を与えられよう」²⁴

私たちがキリストに「一瞬間」でもなるとはどういうことか。それは今までの話の文脈から「集団的な属性や感情のうちに、相手を勝手に『可哀想な人』などとみなすのではなく、注意力を持って見つめ、相手に必要なものを聴き、尋ね、必要なものを差し出しうる者とは、一体何者なのか？」という問いに変換して考察したい。

聖書を紐解くならば、「キリストになる」とは社会的な強者やいわゆる他人と円満な関係を取り結ぶ人間になることさえ意味してはいない²⁵。しかも聖書の中で、イエスとともに十字架を背負ったのは、たまたま通りすがりのキレネ地方のシモンという男性であった²⁶。しかも自ら背負おうとするのではなく、

兵隊に引っ張られて、自分の意思ではなく止むに止まれず十字架を担いだのだ。ヴェイユに引き付けられれば、注意すること（＝見ること）の果てには、もはや自分が主体ではなくなる暗喩として、この箇所を読み解き得るのではなかろうか。注視することの果てに、主体としての管理、コントロールを投げ出すような行為が生まれるとは一見、極めて矛盾した状況である。

相手への認識が本当に出来ている状態とは、ヴェイユによれば「事物の関係についての明確な理解や、必然性に対する純粋な服従²⁷」である。相手のニーズに応えるというよりも、相手と社会の関係、相手と自分の関係を認識し、理解することが重要なのだ。

ヴェイユが社会のメカニズムという言葉を使ったように、自分も相手も巻き込まれている社会のメカニズムをまずは認識することが重要だ。方程式の意味を認識することで、初めて数学の法則に従えるように、関係の認識ができた上で、初めて理解できる（あたかも数学のような）法則に従うことによって、はじめて人の話を聞くことができる。それが人を愛することにつながるのだとヴェイユならばいうのであろう。

社会的なるものが悪であるという認識からスタートする営為が、社会についての認識の極北として（私の隣人、私の友人、私の守るべき人を作るのではなく）誰かにとっての隣人になるという自分でコントロールできない営為へと転換していく²⁸、そのプロセスこそ、今主流になっているネオリベラル的なフェミニズムとは違う道筋を作ることになるのではないか。

9. 最後に

隣人愛という、最後は愛の話に行き着いた。しかし愛ほど危険なものはない、愛という名のもとに支配し、暴力を行なってきた歴史をフェミニズムは鋭く突いてきた。それも全くの真理であり、現実である。

しかし、職場の人間関係の悪化という形で現れている人々の分断、とりわけ女性同士の分断を変えていくには、愛の暴力性に関する指摘をすれば済む話なのだろうか。

隣人愛とは何度もいうように、自分の隣人を愛するというのではなく、誰か

の隣人になることである²⁹。それは誰かへの配慮とは似て非なるものである。配慮であれば自分が主体性を保てるからだ。社会のメカニズムを認識しうることによってのみ生まれる、聞くという行為、自己コントロールできない愛の存在をこそ認めることが、とりわけ社会的なるものの力を（相対的にではあっても）持つ立場のフェミニストにおいては、重要なのではないか。それによって、とりわけ女性同士の、ないしは運動内にさえある「分断」を超える糸口の一つとなり得るのではないか。

権利主張の主体の可能性と限界を知り、愛という言葉を恐れなくて使える道筋を作ること。フェミニズムの、そして女性労働問題の多様であるべき解決の可能性-解答は決して一つではない-はそこにあるのかもしれない。

10. 謝辞

この文章を作成するにあたって、草稿を読みの確な感想を伝えてくれた大北全俊氏、ナガノハル氏に感謝の意を表したい。

注

1. 「働く女性の全国センター」 <http://wwt.acw2.org/>参照
2. 私の立場、経験の詳細については『高学歴女子の貧困 女子は学歴で「幸せ」になれるか』 大理 奈穂子（著）、栗田 隆子（著）、大野 左紀子（著）、水月 昭道（監修）（2014年 光文社新書）に著している。
3. 最近、正社員の増加がニュースで報道されたが、女性の非正規労働者率は、全女性の労働者の中の相変わらず過半数以上（56.0%）を占める。ちなみに男性は21.6%である（労働力調査（基本集計）平成28年(2016年)10月分（速報））
4. 大阪府の労働相談報告として、「平成27年度、職場におけるハラスメント・人間関係についての相談として「セクシュアルハラスメント」「職場のいじめ」「職場の人間関係」の相談を集約すると、1,786件となり、「労働契約」の相談件数を上回った」とされる。人間関係は殊の外深刻な問題である。
5. 「柔軟性(フレキシビリティ)」という考え方は、雇用の流動性が高まれば、経営 環境に応じた柔軟な労働力の調整（特に新興産業や成長産業が人材を獲得していくこと）が容易となる。さらに、産業育成による国内のマーケットの拡大を支えることにもつながる。したがって、労働力の移動を妨げている解雇規制や、労働条件の不利益変更について、透明性・公正性を もった仕組みを確保し、柔軟に活用 することが合理的である。」といった発想。
http://www.kankeiren.or.jp/keizaijin/13_07closeup_2.pdf（公益社団法人 関西経済連合会発行の冊子「経済人」より）
6. この法律は機会の均等であり、結果の平等ではないという批判が、成立当時から上がっていた。（ex.「活動する女たちの会」のパンフレット等）
7. この法律の大きな特徴は、労働基準法などと違い、いわゆる罰則規定がない点にある。
8. 厚労省 男女の賃金格差について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku09/index.html

9. 1985年に同時に男女雇用機会均等法、派遣法、第3号保険制度などが生まれた。30年法律の内容は変わりつつも、雇用機会均等法に罰則はないなど基本的な法律の骨組みは変わらない。第3号保険制度も基本的な法律の骨組みは変わらない。
10. 『なめたらアカンで女の労働 ペイエクイティティを女たちの手に』屋嘉比ふみ子著(2007年 明石書店)。声を上げることで変わること本稿は否定するものではない。ただ女性の声が出ないとみなされるとはどういう事態かを考察することで、社会を変える位相を認識していくのがこの本稿の目的である。
11. 2014年民主党時代に国家戦略担当大臣の名の下で登場した「基本的方向性(案)にはすでに「女性の活躍を我が国の経済再生のための喫緊の課題として取組む」「福祉や男女平等論ではなく、経済再生論として取り組む」と記されていた(この資料はウェブ上ではすでに消去されている)。
12. フレイザーやキティの社会思想においては、「自立」を良いものとして語る価値観に疑問を呈している。だが、シェリル・サンドバーグの「LEAN IN(リーン・イン)」など女性の自立は当たり前で企業等のリーダーになるよう勧める本が全世界で150万部突破と言われている現状も認識しなければならないだろう。
13. 「平成12年8月、企業・団体の若手人事・労務担当者等30名で構成するダイバーシティ・ワーク・ルール研究会が発足して以来、ダイバーシティについての研究を行い、昨年8月に中間報告を発表した。その後、研究会では、経営トップへの意見聴取、また、ダイバーシティという考え方のもとに先進的な取り組みを行う日本企業や外資系企業の事例を聴取しながら議論を重ね」たとある。文科省サイトより
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/008/toushin/030301/02.htm#top
14. 首相官邸サイトの「働き方改革の実現」には「世の中から『非正規』という言葉を一掃していく。」「長時間労働を自慢するかのような風潮が蔓延・常識化していく現状を変える。」「単線型の日本のキャリアパスを変えていく」などと言った言葉が連なっている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/hatarakikata.html>。
15. 例えば在宅勤務を加速する資生堂は「2016年10月7日、日本マイクロソフトが開発協力したテレワークアプリケーション「TeleBeauty」を本社ビルで発表した。資生堂は、在宅で働き続ける女性の活躍を応援するため導入に至ったと説明する。「Office 365」や「Skype for Business」と連動し、テレワーク時も自然なメイク(化粧)を再現させる仕組みを構築した」とある。資生堂が開発したとはいえ、女性の活躍＝化粧も忘れない女性、ということなのであろうか。
<http://news.mynavi.jp/articles/2016/10/07/telebeautyshiseido/>
16. 2016年12月12日(月) 駐日欧州連合代表部主催で行われた「EUハイレベル会合：女性の経済的エンパワーメント」の中で行われたパネルセッション2：民間部門における女性の経済的エンパワーメントのための対策の中で、カルビー株式会社代表取締役会長兼CEOの松本晃氏は「女性の雇用は業績向上のためであり、単に平等主義を誇示するための平等ではない」と発言。「顔を出している時間」ではなく成果に基づいた人事評価をするためと主張。
17. ただし『重力と恩寵』のまとめを行ったのは、ヴェイユ自身ではなく、ヴェイユの死後、ギュスターヴ・ティボンによってである。
18. 植物的なものに関しては、この一文に続けて「キリストは植物的な領域を贖(あがな)った。社会的な領域をではない。彼は社会のために祈ったのではない」と続く。植物的なものとは、どういう領域か。詳細はこれ以上『重力と恩寵』には書かれてはいないが、おそらく工場労働で彼女の経験した「不幸」の領域「諦めきった引き馬のような素直さ」「自分が命令を待ち、命令を受け、命令を実行するために生まれてきた—かつてそんなことしかしてこなかった—この先もそんなことしかないだろう、と思われました」と言った苦しむ人の領域を指すのではないだろうか。
19. シモーヌ・ヴェーユ著作集4『神を待ち望む』(春秋社)でのペラン神父との書簡を参照。
20. カトリック教会の聖職者にしてフランス王国の政治家。1624年から死去するまでルイ13世の宰相を務めた。
21. 「ちなみに、ネオリベラル・フェミニストはフェミニストです。否定はできません。ですが

そのフェミニズムの要素には、フェミニストの発想が単純化され、切り縮められ、市場フレンドリーな用語で再解釈されているのに気づきます。例えば、女性の従属を、才能ある女性が上昇するのを妨げる差別として考えるようなときに。そのような思考は完全にヒエラルキー的な企業の虚像を正当化します。それは、女性の大部分の利益に対して、いやむしろ世界中の全ての人々の利益に対して基本的に敵対する世界観を正当化します。」「資本主義におけるケアの危機」ナンシー・フレイザー (Nancy Fraser) のインタビュー記事 (2016) より『おきく's第3波フェミニズム』参照。 <http://thirdfemi.exblog.jp/28142719/>から。

22. このことを考えるのに、シモーヌ・ド・ボーボワールとの出会いを想起するのも良いかもしれない。エコール・ノルマルで一度だけこの二人は出会ったことがあるという。ボーボワールは「精神の解放」について熱心にヴェイユに説いたのに際し、ヴェイユはボーボワールを一瞥し、「あなたが飢えたことがないことは一目でわかる」といったとのことである (ボーボワール『娘時代 ある女の回想』朝吹登水子訳 紀伊国屋書店 1961)。ヴェイユは「権利獲得」「解放」ではなく、貧しいものに「糧を与える」ことを何より重要視したのである。
23. シモーヌ・ヴェーユ著作集4 『神を待ち望む』(1998新装版 春秋社) 所収。
24. シモーヌ・ヴェーユ著作集4 『神を待ち望む』内の『はっきりと意識されない神への愛の諸形態』春秋社より。
25. 『マタイによる福音書』10.34-37他
26. 『マタイによる福音書』27.32他
27. シモーヌ・ヴェーユ『カイエ』2 (1993年、みすず書房) 「ひとが他人に対して、またある偉大な対象に向かって、自分から進んで何かを与えとしても、どんな苦しみを耐え忍んでいるとしても、またそれが事物の関係についての明確な理解や、必然性に対する純粋な服従によるものであるならば、なんの努力もなく、そこに自分を合わせることができる。たといどんなにか努力してやっと果たされるとしても。そうせずにはいられないのである。そこからはどのような反転も生じない。何ら真空状態を満たそうとすることもなく、何の報いも期待せず、どんな怨み、どんな蔑みも起こってはこない。
28. ブルターニュの少年水夫が、どうしてそんなことができたのかと尋ねた新聞記者に対して答える言葉「やらなきゃならなかったからだよ (Fallait bi ブルターニュ方言)」。
29. ルカによる福音書10.36